

議案第44号

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定める条例の一部 を改正する条例案

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定める条例（平成20年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」を「条例は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る」に、「第44条第1項の規定により地方独立行政法人大阪市立工業研究所」を「第6条第4項及び第44条第1項」に改める。

第2条の見出しを「(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可の申請の日における帳簿価格（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が500,000円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが不適當であると認められるものを除く。）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年 2 月 14 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人大阪市立工業研究所が保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなると認められる場合に、同法第42条の2の規定により処分しなければならないものを定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定める条例（抄）

(趣 旨)

第1条 この条例は、**地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る**地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）**第6条第4項及び第44条第1項の規定により地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定めるものとする。**

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可の申請の日における帳簿価格（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が500,000円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが不相当であると認められるものを除く。）とする。

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

第2条 省 略

第3条